

＜国土交通省＞

1. 全体として

「国土交通省デジタル・ガバメント中長期計画」（平成 30 年 6 月）によれば、「国土交通省オンライン申請システム」について、2021 年度予定のシステム更改に向け、利用者利便の向上策について検討を行うとされているが、

- ① 現在の検討状況につき御教示ください。
- ② 利用者利便の向上のために、具体的にどのような工夫をしようとされているのか。また、現在開発中の法人共通基盤についても活用される方向で検討されるのか。
- ③ また、電子申請システムの更改が 2021 年度であるとしても、2020 年 3 月までの行政手続コストの 20%削減については、実現するべく取り組むとの理解でよいか。

2. 測量法

- ④ 2018 年度中に申請書類の簡素化に関する測量業者への意向調査を行い、営業経歴書等の申請書類等の簡素化を実施することだが、具体的にどの程度の簡素化を考えているのか。（例えば、営業経歴書では、「直近五年間に完成した主な測量について」・注文者名、・測量名、・測量地域、・請負代金の額、・着手年月、・完成年月等につき、記載を求めている。）（営業経歴書等の提出：11,242 件/年）
- ⑤ また、注文者が適切な測量業者を選択する参考に資するなどのため、行政庁で測量業者の登録情報等を閲覧に供しており、一部情報に関してはインターネットによる公表も行っている。基本計画ではインターネットで公表する項目についても見直しを実施するとされているが、具体的にどのように見直すのか。例えば、営業経歴書についても、インターネットでの閲覧に供すれば注文者の利便に資するものと考えられるが、いかがか。

3. 建築基準法

「構造方法等の認定」（3,717 件/年）につき、2018 年度に作成した大臣認定の申請手続の電子化等に係るシステムの試験運用を経て、2019 年度中に供用を開始し、電子申請での対応も行うとされているが、

- ⑥ これは、国土交通省オンライン申請システム上のシステムか。
- ⑦ 法令によれば、申請に当たり「構造方法又は建築材料の概要を記載した図書」「平面図、立面図、断面図及び構造詳細図」「構造計算書、実験の結果その他の構造方法を評価するために必要な事項を記載した図書」などを添付することとされているが、これらの書類も、PDF ファイルの形式などで電子的に送付を認めるのか。同時に、添付書類の簡略化も行われるのか。
- ⑧ また、建築基準法に基づく他の手続については、電子申請を導入しないのか。

4. 貨物自動車運送事業法

- ⑨ 基本計画では、「同じ内容の情報を再び求めていないかどうかや、どのようなローカルルールがあるかについて、事業者等に対してヒアリング等により実態把握を行ったところ。その結果を踏まえ、必要に応じて手続きの見直しを実施する。」とされているが、ヒアリング結果につき御教示ください。また、ヒアリングを踏まえ、手続きの見直しは行われたのか。
- ⑩ 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出等の手続について、国土交通省オンライン申請システムによる申請を可能とする方向で検討しているところのことだが、(1)具体的にどのような手続が対象となるのかや(2)運用開始時期など、検討状況につき御教示ください。2020年3月までには開始されるのか。
(一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出：182,594件/年)

5. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

基本計画では、本年度において「事業者及び行政庁に対し、届出手続の簡素化・電子申請化に対するアンケート調査の実施、地方整備局、地方公共団体の届出事務担当者との簡素化に向けた打合せを実施した」とされており、「アンケート調査と打合せ結果を踏まえ、手続の簡素化・効率化及び添付書類の削減を検討し、平成31年度中に必要な措置を講じる。」とされている。

- ⑪ アンケート調査結果につき御教示ください。
- ⑫ また、31年度中に添付書類の撤廃や電子申請の導入などは実現されるのか。